

平成30年度 第10回宮古島市教育委員会（定例会）議事日程

平成31年1月24日（木） 午後2時 開議

城辺庁舎2階 インキュベート室

- 日程第1 会議録署名委員の指名について
- 日程第2 承認事項 会議録の承認について（平成30年度第9回定例会）
- 日程第3 報 告 教育長報告
- 日程第4 議案第37号 城辺地区統合中学校の校名について
- 日程第5 議案第38号 宮古島市立学校設置条例の一部を改正する条例の議案提出依頼について
- 日程第6 議案第39号 宮古島市就学援助事務取扱要綱の一部改正について
- 日程第7 議案第40号 宮古島市立小学校及び中学校に通学する児童生徒の通学指定校の変更に関する規則の全部改正について
- 日程第8 議案第41号 宮古島市部活動及びスポーツ少年団等の在り方に係る方針について
- 日程第9 議案第42号 宮古島市未来創造センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の議案提出依頼について
- 日程第10 そ の 他 夏季休業中の学校閉庁日の設定について
- 日程第11 そ の 他

議案第 37 号

城辺地区統合中学校の校名について

上記のことについて「城東中学校」とすることを提案する。

平成 31 年 1 月 24 日提出

宮古島市教育委員会  
教育長 宮國 博

提案理由

平成 33 年 4 月に開校する城辺地区統合中学校の校名を決定する必要がある  
ので、本案を提案します。

議案第 38 号

宮古島市立学校設置条例の一部を改正する条例の議案提出依頼について

上記の議案を別紙のとおり提案する。

平成 31 年 1 月 24 日

宮古島市教育委員会  
教育長 宮國 博

提案理由

平成 33 年（2021 年）4 月に開校する「（仮称）城辺地区統合中学校」の校名を決定するには、条例を改正する必要があるので、本案を提案します。

宮教学適第 号  
平成31年 月 日

宮古島市長  
下地 敏彦 殿

宮古島市教育委員会  
教育長 宮國 博

3月定例議会議案提出について（依頼）

みだしの件について、3月定例議会へ下記の議案提出を依頼します。

記

宮古島市立学校設置条例の一部改正について

議案第 号

宮古島市立学校設置条例の一部改正について

上記の議案を別紙のとおり提案する。

平成31年 月 日提出

宮古島市長  
下地 敏彦

提案理由

平成33年（2021年）4月に開校する「（仮称）城辺地区統合中学校」の校名を決定するには、条例を改正する必要があるので、本案を提案します。

別紙

宮古島市立学校設置条例の一部を改正する条例

宮古島市立学校設置条例（平成17年宮古島市条例第190号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「宮古島市立（仮称）城辺地区統合中学校」を「宮古島市立城東中学校」に改める。

附 則

この条例は、平成33年4月1日から施行する。

議案第 39 号

宮古島市就学援助事務取扱要綱の一部改正について

上記の議案を別紙のとおり提案する。

平成 31 年 1 月 24 日

宮古島市教育委員会  
教育長 宮國 博

提案理由

新入学児童生徒学用品費等の事前支給について、申請手続き及び申請書について改正する必要があるので、本案を提案します。

別 紙

宮古島市就学援助事務取扱要綱の一部を改正する訓令

宮古島市就学援助事務取扱要綱（平成23年宮古島市教育委員会訓令第5号）の一部を次のように改正する。

第6条第3項第3号ただし書中「宮古島市内」を「宮古島市立」に改める。

第9条第3項中「次の各号に掲げる書類を添付し」を「より」に改め、同項各号を削る。

別表を次のように改める。

別表（第8条関係）

要保護準要保護児童生徒援助金支給表

援助の費目	支給対象		支給額
学用品費 (通学用品費含む)	小	1年生	年額 11,420円
		2～6年生	年額 13,650円
	中	1年生	年額 22,320円
		2・3年生	年額 24,550円
校外活動費 (宿泊伴う)	小	5年生	実費(限度額3,620円)
	中	1年生	実費(限度額6,100円)
校外活動費 (宿泊を伴わない)	小	全学年	実費(限度額1,570円)
	中	全学年	実費(限度額2,270円)
新入学児童生徒学 用品費等	小	1年生	年額 40,600円
		6年生	年額 47,400円
	中	1年生	小学校第6学 年時に未支給 の者



		小学校第6学年時に新入学児童生徒学用品費等に相当する費目の支給を受けた者	支給額が47,400円未満の場合はその差額
学校給食費	全学年		実費
医療費	学校病で学校からの医療券で治療する者		実費

様式第3号（第9条関係）を次のように改める。

## 年度 新入学児童生徒学用品費等事前支給申請書(同意書兼委任状)

宮古島市教育委員会教育長 殿

次のとおり新入学児童生徒学用品費等の事前支給を申請いたします。

## 【同意・委任等】

- この申請にあたり、私及び私の属する世帯員の以下の事項について同意します。なお、このことについて私の属する世帯の世帯員の承諾を得ています。
  - 宮古島市の有する住民情報を利用すること。
  - 新入学児童生徒学用品費等の事前支給を受領後、他市町村へ転出した場合等は、転出先教育委員会等へ就学援助受給状況や事前支給の情報を提供すること。
- 学校長を私の代理人として援助費の請求・受領・処理に関するすべての権限を委任します。
- 市外に転出等する際には、すみやかに学校及び宮古島市教育委員会へ報告します。

保護者(申請者)	住 所	宮古島市		
	フリガナ 氏 名	Ⓜ	連絡先(自宅)	日中の連絡先(携帯等)
	児童生徒との続柄		生 年 月 日	
			S ・ H	年 月 日( 歳)

世帯欄1(事前支給を希望する児童・生徒について記入すること。)※第6学年児童のみ

在 学 校 名	学 年 組	進 学 予 定 校 名	フリガナ 氏 名	生 年 月 日
小学校	6年 組	中学校		平成 年 月 日
小学校	6年 組	中学校		平成 年 月 日
小学校	6年 組	中学校		平成 年 月 日

## 注意事項

- この申請は、現在宮古島市立の小学校に在籍する6年生で就学援助の認定を受けており、4月から宮古島市立の中学校に進学する予定のお子さんをお持ちの保護者が対象となります。
- 転出の予定や可能性があり、今回申請されなかった場合でも、宮古島市立の中学校へ進学し新年度に就学援助の申請をして認定となれば、「新入学児童生徒学用品費等」の支給を受けることができます。
- 今回の「新入学児童生徒学用品費等」の支給を受けた場合でも、入学後の就学援助を希望する際は入学後に就学援助の受給申請が必要となります。
- 事前支給で「新入学児童生徒学用品費等」を受給された方は新年度の「新入学児童生徒学用品費等」は支給されません。受給状況は進学先の学校長宛通知されます。

## 【学校確認欄】※下記は学校で記載します。

上記の者は、就学援助の認定を受けており、宮古島市立の中学校への進学予定であることを確認しました。

年 月 日 学校名

校長名

Ⓜ

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

議案第40号

宮古島市立小学校及び中学校に通学する児童生徒の通学指定校の変更に関する規則の全部改正について

上記の議案を別紙のとおり提案する。

平成31年1月24日提出

宮古島市教育委員会  
教育長 宮國 博

提案理由

宮古島市立小学校及び中学校に通学する児童生徒の通学指定校の変更に関する事務手続き上、必要な事項を規定する必要があるため本案を提出します。

(別紙)

宮古島市立小学校及び中学校に通学する児童生徒の通学指定校の変更に関する規則

宮古島市立小学校及び中学校に通学する児童生徒の通学指定校の変更に関する規則（平成17年宮古島市教育委員会規則第16号）の全部を改正する。

(目的)

第1条 この規則は、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第8条の規定に基づき、宮古島市立小学校及び中学校に通学する児童生徒の通学指定校（以下「指定校」という。）の変更に関し必要な事項を定め、もって児童生徒の通学の安全を図るとともに義務教育の円滑な履行を図ることを目的とする。

(通学指定校変更申請)

第2条 指定校を変更しようとする児童生徒の保護者は、通学指定校変更申請書（様式第1号）（以下「申請書」という。）を宮古島市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出しなければならない。

(承認及び不承認)

第3条 教育委員会は、前条によって提出された申請書を調査し、申請の内容が運用基準に該当すると認めるときは、指定校変更を承認し、当該保護者に対し、通学指定校変更承認通知書（様式第2号）を、関係する学校長に対し、通学指定校変更通知書（様式第3号）を通知する。

2 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、通学指定校変更を承認しないものとし、当該保護者に書面により通知するものとする。

(1) 前項に規定する調査の結果、申請の内容が運用基準に該当しないと認められるとき。

(2) 指定校変更を承認することにより、学級編制その他学校の運営に重大な支障があると認めるとき。

3 前各項に係る運用基準については、別に定める。

(承認の取消し)

第4条 教育委員会は、前条第1項の規定により指定校変更を承認した後において、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該承認を取り消すことができる。

(1) 誓約事項に抵触したとき。

(2) その他特別の事情により、就学を希望する学校への就学が困難となったとき。

2 教育委員会は、前項の規定により当該承認を取り消したときは、保護者及び児童・生徒が就学する学校の学校長にその旨を書面により通知するものとする。

3 第1項の規定により指定校変更の承認を取り消された保護者は、速やかに教育委員会が指定した学校に児童・生徒を就学させなければならない。

(特則)

第5条 教育委員会は、学校統廃合、休校及び閉校、通学区域の変更等により児童・生徒が就学すべき市立学校を指定することに当たり、事務処理上、指定校変更の処理を要する際は、申請者から申請書を徴することなく職権にてこれを行うことができるものとする。

(補則)

第6条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

### 通学指定校変更申請書

(あて先) 宮古島市教育委員会

住 所 \_\_\_\_\_

申請者氏名 \_\_\_\_\_

(保護者) \_\_\_\_\_ ⑩

(続柄) \_\_\_\_\_

児童・生徒名	生年月日	学年	続柄
	年 月 日	小中 学年	
	年 月 日	小中 学年	
	年 月 日	小中 学年	
	年 月 日	小中 学年	
通学希望期間	年 月 日 ~ 年 月 日		

上記児童生徒は、宮古島市立 \_\_\_\_\_ 学校校区内に居住しておりますが、次の理由に

より宮古島市立 \_\_\_\_\_ 学校に就学させたいので申請します。

なお、許可後通学等については、保護者が一切の責任を負います。

理由：

父の職場名		電話番号	
母の職場名		電話番号	

(裏)

## 誓 約 書

このたび指定校変更申請した児童・生徒の校区外就学について、下記の事項いずれかに該当するに至った場合、直ちに宮古島市教育委員会の指定する指定校へ転校することを誓約致します。

### 記

- 1 許可期間が終了した場合。
- 2 理由が消失した場合。
- 3 校則に違反し注意されても改善されなかった場合。
- 4 遅刻や欠席が多い場合。
- 5 申請理由に虚偽の記載があった場合。

年 月 日

住 所 : \_\_\_\_\_

申請者氏名  
(保護者名) : \_\_\_\_\_ (印)



宮教学第 号  
平成 年 月 日

様式第 2 号 (第 3 条関係)

保護者 様

宮古島市教育委員会  
教育長

児童生徒の通学指定校変更承認通知書

貴殿より申請のありました通学指定校変更申請書を検討した結果、宮古島市立小学校及び中学校に通学する児童生徒の通学指定校変更に関する運用基準を満たしていると判断し、下記の学校への通学を承認します。

記

児童・生徒氏名	生年月日	性別	続柄	学年	変更許可校

宮教学第 号  
平成 年 月 日

様式第 3 号 (第 3 条関係)

宮古島市立  
校長 様

宮古島市教育委員会  
教育長

通学指定校変更通知書

標記の件について、下記の児童生徒の保護者より提出された通学指定校変更申請書を検討した結果、宮古島市立小学校及び中学校に通学する児童生徒の通学指定校変更に関する運用基準を満たしていると判断し、下記のとおり通学を承認しましたので通知いたします。

記

児童・生徒氏名	生年月日	性別	続柄	指定校	変更許可校	学年
保護者氏名					児童・生徒との続柄	
住所						

議案第41号

宮古島市部活動及びスポーツ少年団等の在り方に係る方針について

上記の議案を別紙のとおり提案する。

平成31年1月24日

宮古島市教育委員会  
教育長 宮國 博

提案理由

平成30年3月スポーツ庁において、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」が策定され、その中で市町村教育委員会は「設置する学校に係る運動部活動の方針」を策定することとなっているため、本案を提出します。

別 紙

史跡 「アラフ遺跡」

- 1 種別 : 史跡
- 2 指定名称 : アラフ遺跡
- 3 所在地 : 宮古島市城辺字新城1538番地
- 4 諮問の理由 : 資料3参照

議案第 4 2 号

宮古島市未来創造センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する  
条例の議案提出依頼について

上記の議案を別紙のとおり提案する。

平成 3 1 年 1 月 2 4 日

宮古島市教育委員会  
教育長 宮國 博

提案理由

宮古島市未来創造センター内のサービスコーナーの使用料を設定するためには、条例の一部を改正する必要があるため、本案を提案します。

宮教函第 号  
平成31年 月 日

宮古島市長  
下地 敏彦 殿

宮古島市教育委員会  
教育長 宮國 博

3月定例議会議案提出について（依頼）

みだしの件について、3月定例議会へ下記の議案提出を依頼します。

記

宮古島市未来創造センターの設置及び管理に関する条例の  
一部改正について

議案第 号

宮古島市未来創造センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

上記の議案を別紙のとおり提案する。

平成31年 月 日提出

宮古島市長  
下地 敏彦

提案理由

宮古島市未来創造センター内のサービスコーナーの使用料を設定するためには、条例の一部を改正する必要があるため、本案を提案します。

## 別紙

### 宮古島市未来創造センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する 条例

宮古島市未来創造センターの設置及び管理に関する条例（平成30年宮古島市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第9条を第20条とし、第8条の次に次の11条を加える。

（使用許可）

第9条 サービスコーナーを使用する者は、教育長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとするものは、規則で定める申請書を教育長に提出しなければならない。

3 第1項の許可を受けた者（以下「許可利用者」という。）は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、規則で定める申請書を教育長に提出して、その許可を受けなければならない。

4 教育長は、第1項又は前項の許可をする場合において、サービスコーナーの管理上必要と認めるときは、その利用について条件を付することができる。

5 許可利用者は、サービスコーナーの利用を廃止しようとするときは、規則で定める届出書を教育長に提出しなければならない。

（使用許可の取消）

第10条 教育長は、許可利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その利用を制限し、又はその利用の許可を取り消すことができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 前条第4項の条件に違反したとき。

(3) 虚偽の申請その他の不正の手段により利用の許可を受けたとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、サービスコーナーの管理上支障があると認められたとき。

2 前項の規定による利用の制限又は利用の許可取消により許可利用者に損害が



生ずることがあっても、教育長は、その損害の責任を負わない。

(権利譲渡等の禁止)

第11条 許可利用者は、サービスコーナーを利用する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(使用料等)

第12条 使用料は、月額100,000円とし、毎月5日までにその月分を教育委員会に前納しなければならない。

2 教育長は必要に応じてサービスコーナーの光熱水費を徴収することができることとし、その額は別に定める。

3 使用期間が1ヶ月に満たないときは、使用料及び光熱水費(「以下使用料等」という。)等は日割り計算とする。この場合、使用料等の額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

(使用料等の納付)

第13条 新たに利用許可を受けた者は、許可の日から5日以内にその月分の使用料等を教育委員会に納付しなければならない。

2 既納の使用料等は、これを返還しない。

(使用料の減免)

第14条 教育長は、サービスコーナーの使用目的が次のいずれかに該当するときは、第12条に規定する使用料等の額を減額し、又は免除することができる。

(1) 本市及び本市教育委員会の機関が使用するとき。

(2) 公共的団体又は公益団体がその事業のために使用するとき。

(3) 地震、火災、台風、水害等の災害により使用目的が達成できない場合。

(4) 宮古島市行政財産使用料徴収条例(平成17年宮古島市条例第64号)に定める場合。

(立入検査等)

第15条 教育長は、サービスコーナーの管理上必要があると認めたときは、職員をしてサービスコーナー内に立ち入らせ、必要な検査又は調査を行わせることができる。

2 前項により立入検査を行う職員は、その身分を証明する証票を携帯しなければ

ばならない。

(原状回復の義務)

第16条 許可利用者は、サービスコーナーの利用を終了したとき、又は第10条第1項の規定により利用を制限されたとき、若しくは利用の許可を取り消しされた場合は、直ちに利用したサービスコーナーを原状に回復しなければならない。

2 前項の規定による原状回復に要する経費は、許可利用者が負担しなければならない。

(返還時の検査)

第17条 許可利用者がサービスコーナーを返還するときは、原状に回復し教育長の検査を受けなければならない。

(修繕費用の負担)

第18条 未来創造センター施設の構造上重要な経費については、教育委員会の負担とする。

(損害賠償)

第19条 許可利用者の責めに帰すべき事由によりサービスコーナーをき損し、又は滅失したときは、許可利用者はこれを原状に復し、又はそれに要する費用の全額を賠償しなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日から施行する。